

離婚届

令和8年4月1日届出

西京市 長 殿

受理	令和	年	月	日			
第		号					
通知(送付)	令和	年	月	日			
第		号					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1) 氏名	夫 西京太郎	妻 西京花子
生年月日	昭和62年3月22日	昭和63年10月20日
住所	東京都西京市南町 1丁目6番25号 柳橋荘 101号	東京都練馬区豊玉北 6丁目12番1号
(2) 本籍	東京都西京市南町 五丁目 6 (番地番)	
父母及び養父母の氏名	夫の父 西京松男 母 竹子	妻の父 田無一雄 母 保谷梅子
養父母の氏名	養父 西京孝藏 養母 西京トミ	養父 養母
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 東京都西京市南町五丁目1234 (番地番) 筆頭者の氏名 タナシ ハナコ 田無 花子	
(5) 未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 西京 一郎 西京 二郎 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 西京 菊美 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かない
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめの
外国人のうち、次の地域の法を本国:

- 台湾
- パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

※親権者の定めについて、合意した旨を
夫、妻それぞれ必ずチェックしてください。

※未成年の子がいる場合は
必ず親権者を決め、該当する欄に
子の氏名を記入してください。

090-****-****

事件簿番号

平日の日中に通じる連絡先を必ずご記入ください。

(6) 同居の期間	平成22年12月から 令和6年3月まで
(7) 別居する前の住所	東京都練馬区豊玉北 6丁目 12 (番地番) 1号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2.自由業・商 <input type="checkbox"/> 3.企業・個人 <input checked="" type="checkbox"/> 4.3にあては <input type="checkbox"/> 5.1から4に <input type="checkbox"/> 6.仕事をし (国勢調査の年
(9) 夫 妻の職業	夫の職業
その他	《外国籍の方との離婚について》 日本人と外国人との協議離婚には、日本人の住民票の添付が必要です。 (日本人の方の住所地に提出の場合は不要)

▼届出に必要なもの▼

- 離婚届(協議離婚には、成人2名の証人が必要です。記入署名してもらってください。)
- 離婚届を持参する人の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等)
- 調停離婚や裁判離婚の場合は、調停調書謄本、審判書又は判決書及び確定証明書

届出人署名	夫 西京太郎 印	妻 西京花子 印
証人	(協議離婚のときだけ)	
署名	西京松男 印	保谷梅子 印
生年月日	昭和35年4月13日	昭和38年10月1日
住所	東京都西京市南町 5丁目	東京都西京市南町 新街 新街
本籍	東京都西京市南町 五丁目1234 (番地番)	東京都西京市南町 二丁目8 (番地番)

※署名は必ず本人が自署してください。

協議離婚には、成人2名の証人が必要

※ 離婚届を提出すると婚姻前の氏に戻ります。
必ず左記の口をチェックを入れ、本籍・筆頭者を記載してください。

※ 婚姻中の氏をそのまま使用したい場合は何も記載せずに、離婚届と同時に別途
「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出が必要です。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、エリア別で分担(例えば、勤務時間外の子育て、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母 けてください。

親子交流について

取決めをしている。 □まだ、決めていない。
 親子交流：未成年の子と離れて暮ら...?手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。
 まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

取決めの有無について、チェックしてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

届出用紙の「記入の注意」を参考にしてください。
 日本司法 無料提供
 また、その他不明な点は市民課戸籍係までおたずねください。
 【法テラス】西京市役所 市民課戸籍係 042(464)1311(代)